

一度使用された米の紙袋の取扱いについて

農産物検査証明は精米に産地・品種・産年を表示する場合の表示の根拠となっています。

一度使用した農産物検査の証明表示がある米袋の証明内容を抹消しないで、再び、米を入れて流通させた場合は、農産物検査法違反となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられますので、適切な使用をお願いします。

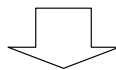
これに関する情報提供又はお問合せについては、最寄の農政局又は支局にお問合せください。

使用済みの農産物検査証明空袋の取扱い

一度使用された農産物検査証明の表示がある米の袋に再び米を入れて流通させる場合は、農産物検査証明の表示を除去又は抹消した上で流通させてください。

農産物検査証明の表示を除去又は抹消せず、再び米を袋に入れて流通させた場合は、農産物検査法に基づく罰則が科せられます。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)



検査の証明等の表示を抹消する場合の例

検査証明書		荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
平成 9 年産	水稻うるち玄米		
銘柄	〇〇県産コシヒカリ	〇〇検査協会	
正味重量規格	30 kg	〇〇検査協会 19.9.1	
皆掛重量	30.5 kg	食糧	
検査請求者記載欄			
検査請求者	農林太郎		
住所	〇〇県△△市□□町		
代理人	〇〇〇商店		
住所	〇〇県△△市××町		
生産地	〇〇県		
品種名	(コ シ ヒ カ リ)		